

千葉県大規模小売店舗立地法等運用要綱（案）

（目的）

第1条 この要綱は、千葉県（千葉市の区域を除く。）における大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）及び中心市街地の活性化に関する法律（平成18年法律第54号。以下「中活法」という。）に基づく法の特例措置（以下「特例措置」という。）の適正な執行を図るために必要な事項を定め、もって法及び特例措置の円滑な運用を図ることを目的とする。

（適用）

第2条 大規模小売店舗の新設、変更等の届出等については、法、大規模小売店舗立地法施行令（平成10年政令第327号。）及び大規模小売店舗立地法施行規則（平成11年通商産業省令第62号。以下「規則」という。）並びに中活法、中心市街地の活性化に関する法律施行令（平成10年政令第263号）及び経済産業省関係中心市街地の活性化に関する法律施行規則（平成18年経済産業省令第83号）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

（用語）

第3条 この要綱において使用する用語の意義は、次の各号に定めるもののほか、法及び規則において使用する用語の例による。

- （1）所在市町村 大規模小売店舗の所在地の属する市町村（店舗建物が複数市町村に所在する場合は、店舗部分がより多く属する市町村。）
- （2）近隣市町村 大規模小売店舗の所在地を中心とする半径1キロメートル以内の区域を管轄する市町村（当該大規模小売店舗の所在地の属する市町村及び千葉県外の市町村を除く。）

（出店（変更）計画書）

第4条 県は、次の各号に掲げる届出を行おうとする者に対し、あらかじめ大規模小売店舗出店（変更）計画書（別記様式A）を作成し、県に提出するよう求めるものとする。

- （1）法第5条第1項の規定による届出
- （2）法第6条第2項の規定による届出
- （3）法附則第5条第1項（法附則第5条第3項において準用する場合を含む。）の規定による届出

2 県に提出する出店（変更）計画書は、電子データにより提出するものとする。

3 県は、出店（変更）計画書を収受したときは、出店（変更）計画書のPDF等の電子データを添えて所在市町村及び近隣市町村に通知するものとする。

（新設等の届出）

第5条 次の各号に掲げる届出は、新設又は変更を行おうとする日の8月前までに（ただし、法第5条第1項第6号に係る事項の変更については、あ

らかじめ)、届出書(添付書類を含む。以下同じ。)の電子データを提出することにより行うものとする。

- (1) 法第5条第1項の規定による届出
 - (2) 法第6条第2項の規定による届出
 - (3) 法附則第5条第1項(法附則第5条第3項において準用する場合を含む。)の規定による届出
- 2 法第6条第1項の規定による届出は、変更があった後速やかに届出書の電子データを提出することにより行うものとする。
- 3 法第6条第5項の規定による届出は、廃止する前までに届出書の電子データを提出することにより行うものとする。
- 4 法第11条第3項の規定による届出は、承継した後速やかに届出書の電子データを提出することにより行うものとする。
- 5 次の各号に掲げる届出又は通知は、届出書又は通知書の電子データを提出することにより行うものとする。
- (1) 法第8条第7項の規定による届出又は通知
 - (2) 法第9条第4項の規定による届出

(所在市町村及び近隣市町村への通知)

第6条 県は、前条の届出又は通知を収受したときは、届出書又は通知書の電子データを添えて所在市町村及び近隣市町村に通知するものとする。

(届出等の公告)

- 第7条 法第5条第3項(法第6条第3項、法第8条第8項及び法第9条第5項において準用する場合を含む。)、法第6条第6項、法第8条第3項及び第6項並びに法第9条第3項による公告は、千葉県ホームページに掲載する方法により行うものとする。
- 2 県は、第1項の規定により公告したときは、その旨を所在市町村に通知するとともに、法第6条第1項の規定による届出及び法第6条第5項の規定による届出に係るものを除き、近隣市町村に通知する。

(届出等の縦覧)

第8条 法第5条第3項(法第6条第3項、法第8条第8項及び法第9条第5項において準用する場合を含む。)並びに法第8条第3項及び第6項の規定による縦覧は、千葉県ホームページに掲載する方法により行うものとする。

(軽微な変更)

- 第9条 法第6条第2項又は法附則第5条第1項の規定による届出を行おうとする者(以下「届出予定者」という。)は、規則第8条の規定による軽微な変更(以下「軽微変更」という。)を行おうとするときは、第4条第1項の規定による変更計画書の提出に併せ、軽微変更協議書(別記様式B)により県に協議するものとする。
- 2 県は、前項の規定により協議があったときは、所在市町村の意見を聴いたうえで内容を審査し、届出予定者が法第6条第2項又は法附則第5条第1項の規定による届出を行った後に、その結果を軽微変更(承認・不承

認) 通知書(別記様式C)により届出者並びに所在市町村及び近隣市町村に通知するものとする。

(説明会の開催等)

第10条 第5条第1項各号に掲げる届出(軽微変更に係る届出及び規則第11条第2項の規定により同条第1項の方法による説明会を開催する必要がないと認められる届出を除く。以下同じ。)に係る説明会は、原則として1回開催するものとする。ただし、第5条第1項第1号に掲げる届出のうち、次の各号に掲げる届出にあっては、説明会を2回開催するものとする。

(1) 開店時刻を午前6時より前としようとする届出及び閉店時刻を午後10時より後としようとする届出

(2) 駐車場利用可能時間帯を午後10時より後から翌午前6時より前までに係る時間帯としようとする届出

(3) 荷さばき可能時間帯を午後10時より後から翌午前6時より前までに係る時間帯としようとする届出

(4) 店舗面積を10,000㎡以上としようとする届出

2 法第7条第1項の規定による説明会の開催を周知する範囲(以下「周知範囲」という。)は、原則として当該大規模小売店舗の所在地を中心とする半径1キロメートルの区域とする。

3 所在市町村及び近隣市町村は、第5条第1項各号に掲げる届出に係る第4条第3項の規定による通知があったときは、県に対し、理由を付して当該届出に係る説明会の開催回数又は周知範囲について意見を申し出ることができる。

4 県は、前項の規定により市町村から意見の申出があった場合において、第1項の開催回数以外の回数を指定するとき又は第2項の周知範囲を超える区域とするよう意見を述べるときは、その旨を説明会開催者及び所在市町村及び近隣市町村に通知するものとする。

5 県は、説明会開催者に対し、法第7条第3項の規定による意見及び前項の規定による通知に配慮し、説明会へ参加しようとする者の便を考慮して説明会の開催計画を定めたときは、説明会の開催を公告する日の1週間前までに説明会開催計画書(別記様式D) を電子データにより、県に提出するよう求めるものとする。

6 県は、説明会開催者に対し、説明会終了後、2週間以内に説明会実施状況報告書(別記様式E) の電子データを提出することにより、県に報告するよう求めるものとする。

(説明を掲示により行う場合)

第11条 届出予定者は、規則第11条第2項の規定により説明会の開催に代えて掲示により説明を行おうとするときは、第4条第1項の規定による変更計画書の提出に併せ、掲示による説明実施協議書(別記様式F)により県に協議するものとする。

2 県は、前項の規定により協議があったときは、所在市町村の意見を聴いたうえで内容を審査し、届出予定者が法第6条第2項又は法附則第5条第1項の規定による届出を行った後に、その結果を、掲示による説明(承

認・不承認) 通知書(別記様式G)により届出者並びに所在市町村及び近隣市町村に通知するものとする。

- 3 届出者は、前項の規定による承認の通知があったときは、当該届出が縦覧に供されている間、当該大規模小売店舗の敷地内の掲示板又は店舗内の見やすい場所に届出書及び添付書類の内容の要旨を掲示するとともに、インターネットを利用することにより、これを行うものとし、縦覧開始日から2週間以内に掲示の状況を県に報告するものとする。

(説明会開催の公告)

第12条 法第7条第2項の規定による説明会開催の公告は、次のいずれかの方法で行うものとし、当該方法に併せて、大規模小売店舗が立地する敷地内の見やすい場所に掲示するものとする。

- (1) 時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙への開催案内の掲載
- (2) 時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙への折り込みによるチラシの配布
- (3) 業者委託によるチラシの全戸配布
- (4) ホームページ等への開催案内の掲載

2 県は、説明会開催者に対し、前項の公告を行うにあたっては、法第7条第2項に定めるもののほか、次に掲げる事項を掲載するよう求めるものとする。

- (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地
- (2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称
- (3) 新設又は変更を行う日
- (4) 新設又は変更する事項の概要

(説明会を開催できない場合)

第13条 県は、説明会開催者が規則第13条第1項各号に掲げる事由により説明会を開催することができなかつた場合は、説明会不開催事由等報告書(別記様式H) の電子データを提出することにより、県に報告するよう求めるものとする。

2 県は、前項の規定により報告があった場合は、その旨を所在市町村及び近隣市町村に通知するものとする。

(意見書の提出等)

第14条 法第8条第2項の規定により意見を述べようとするときは、原則として意見書(別記様式I)により商工労働部経営支援課に提出するものとする。

2 県は、前項の規定により提出された意見書のうち、明らかに個人情報の保持又は公序良俗に反すると認められる部分については、法第8条第3項の規定による公告及び縦覧は行わないことができる。

(市町村等意見への対応報告)

第14条の2 県は、法第8条第1項及び第2項の規定による市町村等の意見を収受したときは、大規模小売店舗の届出に係る市町村等意見通知書(別記様式Iの2)により届出者に通知し、大規模小売店舗の届出に係る

市町村等意見対応報告書（別記様式Iの3）により、その対応を県に報告するよう協力を求めるものとする。

（県の意見等）

第15条 県は、法第8条第4項の規定により意見を述べるときは千葉県意見書（別記様式J）により、また、意見を有しない旨の通知をするときは別記様式Kにより行うものとする。

2 県は、前項の規定により意見を述べ、又は意見を有しない旨の通知をしたときは、その旨を所在市町村及び近隣市町村に通知するものとする。

（変更しない旨の通知）

第16条 届出者は、法第8条第4項の規定により県の意見が述べられた場合であって、規則第4条第1項各号に掲げる事項のみを変更しようとするときは、法第8条第7項の規定による届出事項を変更しない旨の通知として、添付書類の変更通知書（別記様式L）により行うものとする。

2 届出者は、法第8条第4項の規定により県の意見が述べられた場合であって、前項の場合を除き法第8条第7項の規定により届出事項を変更しない旨の通知を行うときは、届出事項を変更しない通知書（別記様式Lの2）により行うものとする。

（県の勧告等）

第17条 県は、法第9条第1項の規定により勧告を行うときは、勧告書（別記様式M）により行うものとし、勧告を行わないときは、その旨を勧告しない通知書（別記様式N）により届出者に通知するものとする。

2 県は、前項の規定により勧告をしたとき、又は勧告を行わない通知をしたときは、その旨を所在市町村及び近隣市町村に通知するものとする。

（県の勧告に対する添付書類のみの変更）

第18条 届出者は、法第9条第1項の規定により県の勧告があった場合であって、規則第4条第1項各号に掲げる事項のみを変更しようとするときは、法第9条第4項の規定による届出として行うものとする。

（公表）

第19条 法第9条第7項の規定による勧告に従わない旨の公表は、千葉県ホームページに掲載する方法により行うほか適当と認められる方法により行うものとする。

2 法第9条第7項の規定により公表する事項は、次の各号に掲げる事項とする。

（1）大規模小売店舗の名称及び所在地

（2）大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

（3）公表の理由

3 県は、法第9条第7項の規定による公表をしたときは、所在市町村及び近隣市町村に通知するものとする。

(報告の徴収等)

第20条 所在市町村及び近隣市町村は、県に対し、理由を付して法第14条の規定による報告を求めるよう申し出ることができる。

2 県は、前項の規定による申出があったときは、大規模小売店舗を設置する者又は当該大規模小売店舗において小売業を行う者に対し法第14条の規定による報告を求め、その結果を当該市町村に通知するものとする。

(大規模小売店舗立地審議会)

第21条 県は、次の各号に掲げる場合は、千葉県大規模小売店舗立地審議会の意見を聴くものとする。

(1) 法第5条第1項の規定による届出に係る法第8条第4項に規定する意見を述べようとするとき

(2) 法第9条第1項の規定による勧告をしようとするとき

2 県は、法第6条第2項又は法附則第5条第1項の規定による届出に係る法第8条第4項に規定する意見を述べようとするときは、必要に応じ千葉県大規模小売店舗立地審議会の意見を聴くものとする。

(中活法第3 8条第2項の規定による届出)

第22条 中活法第3 8条第2項の規定による届出を行う場合は、法第6条第2項の届出とみなす。

(補則)

第23条 この要綱に定めるもののほか、法及びこの要綱の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成12年6月1日から施行する。

この要綱は、平成13年3月1日から施行する。

この要綱は、平成17年1月1日から施行する。

この要綱は、平成19年3月1日から施行する。

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。ただし、第4条第1項の規定による出店(変更)計画書を平成28年4月30日までに提出する場合は、別記様式Aを従前の例によることができる。

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。